

1. 工事照会兼立会依頼について

給水装置工事主任技術者等の工事責任者（以下、工事責任者という。）は、道路掘削を伴う水道工事全て（多摩地区については、道路占用許可申請を都に委任した場合）において、施工日の2営業日前までに、各企業者へ依頼した工事照会及び立会依頼のWEB申請番号又はFAX送付日を所管の窓口へ電話等により報告する。

以下の企連協HPより様式を入手し、各企業へ工事照会兼立会依頼を実施する

- 【様式】 <http://www.kirenkyo.gr.jp/kouji/irai.html>
- 【各企業連絡先】 <http://www.kirenkyo.gr.jp/kouji/index.html>

2. 埋設管理図について

①工事照会により協議の要否を確認し、当該照会に対して埋設管理者から埋設管理図が提供された場合は、当該管理図に基づき現地埋設物の確認を実施する。

ただし、当該照会に対して埋設管理者から協議要請・埋設管理図の提供が無い場合でも、現地の埋設管理者施設やマーキング等の情報により、入念に現地埋設物の確認を実施する。

②埋設管理図と現地を照合し、差異がある場合は埋設管理者の指示を仰ぐ。

3. 立会について

①「工事照会兼立会依頼」により埋設管理者からの工事立会指示（事前協議）があった場合は、その指示に基づき工事を実施する。

②工事着手後に発生した老朽管等の防護措置など、埋設管理者の判断を委ねる必要がある場合は、埋設管理者に連絡しその指示に従う。

4. 作業開始前の作業手順・安全確認について

- ①工事責任者は、埋設管理者との事前協議内容・指示事項を作業員に伝達し、共有を図る。
- ②工事責任者は、作業員全員に作業手順、掘削範囲、埋設位置、掘削方法、安全確認等の対応方法について、作業前のミーティング等により確認する。

5. 掘削について

- ①試験掘りについては、工事責任者判断のもと、必要に応じて実施する。
- ②機械掘削の場合は、刃先監視人を配置し、探針・先掘りのうえ、埋設物周辺50cm以内は、手掘り掘削とする。
- ③工事責任者は、バックホーオペレータ及び刃先監視人に、埋設管理図や埋設表示等により、埋設物の状況を事前に周知する。

6. 緊急連絡体制について

- ①関係機関（道路管理者、各埋設企業、警察等）の緊急連絡先を整備し、工事責任者はこの緊急連絡先（連絡体制表）を携行する。
- ②工事責任者は、この緊急連絡先を定期的に確認し、更新する。

7. 企業内研修(安全対策)について

指定給水装置工事事業者は、埋設物損傷事故防止の研修、講習会を定期的
に実施する。

<参考:立会に関する『必要か否か』の判断基準について>

東京電力	企業から立会要請があり、配電設備の有る箇所は全数立会・巡回する。 ただし以下の場合、立会省略することがある。 ①継続工事で他企業の工事箇所において配電設備に影響が無い場合 ②他企業工事箇所に配電設備の無いことが図面で確実に判断できる場合 ③吊り・受け防護等確認後に実施する配電設備に影響の無い工事の場合 ④本復旧工事(舗装工事等)で配電設備に影響がないと判断できる場合
東京ガス	(1)高中圧導管及びその付属設備(ガバナ、バルブ等)近傍での工事。 (2)FAX照会で受付けた件名であっても、東京ガスが大規模と判断した件名は要協議。要立会。
NTT	平面位置2m以内または掘削地山の崩壊角度内。
下水道局	埋設管の材質、近接(50cm程度)及び埋設の相互関係(上・下)等で判断。

※鉄道や橋脚、高速道路等の施設と近接施工となる場合は、各企業者に確認してください。

埋設物損傷事故の原因を分析した結果、機械掘削によるものが全体の約8割を占めています。上記取組みを徹底し、事故防止に努めるようお願いします。

なお、工事施行中に万一事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに給水装置の所在地を所管する給水管工事事務所に報告してください。

軽微な事故や道路開放の遅延の報告も同様に扱うものとし、工事責任者は作業従事者に周知・徹底するようお願いします。



緊急連絡通報図(例)

<連絡の徹底>

1. 事故発生後、30分以内に、
通報図に基づき連絡する。
2. 交通開放の遅れに関する連絡は、
道路使用許可終了時間の1時間前までに行う。
(所管の警察署及び東京水道(株)へ連絡する)
3. 軽微な事故でもすべて連絡する。
 - ①人身事故
 - ②物損事故(車両、道路付帯物等の損傷)
 - ③埋設物の損傷
 - ④占用物件の異常 など

